

《論 說》

## 訴訟信託に関する一考察 (4)

富 田 仁

1. 序説
2. 訴訟信託の制度趣旨
  - (1)立法者の見解
  - (2)学説の展開
3. 隣接制度との関係
  - (1)弁護士法
  - (2)民事訴訟法(以上、52号)
4. 訴訟信託禁止の判断基準
5. 旧信託法時の改正試案
6. 現行法の改正過程
  - (1)法制審議会信託法部会における議論
  - (2)小括(以上、54号)
7. 判例の流れ
  - (1)債権譲渡に関する判例(以上、55号)
  - (2)手形裏書譲渡に関する判例(以下、本号)
  - (3)所有権譲渡に関する判例

### (2)手形裏書譲渡に関する判例

手形の裏書譲渡についてのこれまでの判例では、債権譲渡の場合と同様に、取立委任裏書を信託であるというような判断をするものがあるけれども、それが信託法上の信託であるか否かは判然としない。しかしながら、手形の裏書譲渡が信託法上の訴訟信託にあたるとして無効とされたケースは、これまで多々見受けられてきた<sup>(1)</sup>。そして、この手形の裏書譲渡に関する訴訟信託の適否が争われた判例の動向は、昭和期におい

ては、当時の世相や経済的な事情等と相まって増加傾向にあったと指摘し得るが<sup>(2)</sup>、これとは対照的に平成期以降では、以下で見るように判例の数は減少傾向にあるといえる。

なお、近年、政府により発表された「未来投資戦略2017」において、約束手形の廃止および手形、小切手の電子化の方針が表明され、これを受けて経済産業省により、2026年を目途に手形を廃止する方針が打ち出された。その背景には、現在のペーパーレス決済や業務のデジタル化といった経済的な事情の世界標準化が影響しているものと見受けられる。もっとも、電子化された手形においても、一定の手続きは要するけれども、当然裏書譲渡をすることは可能であり、今後も訴訟信託が生じるケースが現れる可能性は否定できない。

### 訴訟信託にあたることされたケース

②大阪地裁平成8年2月15日判決(判例タイムズ910号197頁、判例時報1576号131頁)

本件は、Y1はY2(第1裏書人)と取引関係にあったところ、Y2の依頼により、Y1が約束手形(以下、本件手形(1)および(2)と記す。)を振出し、Y2に交付した。Y2は本件手形(1)(2)で株式投資を行う目的で、本件手形(1)(訴外A(第2裏書人)、B(第3裏書人)、X)、本件手形(2)(訴外C(第2裏書人、その余の記載は(1)と同じ))をACおよび訴外Dとの間に、株取引に係る全ての指示をY2が行うことや、株式購入売却の損益は全てY2に帰属するといった内容の株式買い付け委託契約を締結し、本件手形を裏書交付した。しかし、AらがY2の指示に従わなかったため、Y2は委託契約の債務不履行に基づき契約を解除し、本件手形の返還を求めたが、これに応じなかった。他方で、AらはY1に対して手形金の支払を求めたものの支払われず、その後Aは本件手形(1)(2)をXに交付した。この交付原因につきXは、ACがXから融資を得る目的である旨を主張した。これに対して、Yらはこれは権利濫用の抗弁の対抗を回避するものであると主張し、Xに訴訟行為をさせることを目的としてなされた信託法11条の訴訟信託に該当し、譲渡行為は無効であるから、Xは手形上の権利を取得することができないと主張した。

#### 【判旨】

Xは、何らの原因関係に基づくことなく本件各手形を取得し、自己の形式的権利に基づいて、本件訴訟を提起したところ、Yらに対して有する本件手形の抗弁の対抗を回避する

ことを目的として、Aは本件手形をXに交付し、本件訴訟を提起したものと認められる。そうすると、AからXへの本件手形の譲渡行為は、訴訟行為をさせることを主たる目的として財産権の移転その他の処分をすること禁止、これに違反する行為は無効とする信託法11条により無効であるから、Xは本件手形について手形上の権利を取得することはできない。

本判決は、手形譲渡の原因とされるAらとXとの間で交わされた手形貸付において、その貸付日やAらの借主という身分と役割等に疑問を抱かせる変遷が見られるのであり、またXはAに借金があったにもかかわらず、Aに対して貸付けを行っているという事実や、その貸付における金銭の移動がないといった主要な点を捉えて、訴訟信託を認定するための判断材料としている。のみならず、Yらの主張にあるように、Aらが手形上の名義を利用して、Y1に手形金の支払を求めた行為は、権利の濫用にあたるという得るため、この抗弁を回避しようとXに手形を交付したという事情が、その原因にあったものといえよう。

他方で、Aらの主張の根拠には、以下のような背景があったものと見受けられる。すなわち、Xは、ACDが数十億円の損失を出した仕手戦の参加について、Y1とともに仕手戦を行っていた訴外の者から、Y1の社長がついているという発言があり、仕手戦に参加するように誘われたという趣旨の主張をしている。こうした事情から、Aらは、仕手戦参加の決断の原因を作った責任の追及やその損失の穴埋めのために、Y1に対しては手形の支払を求め、Xに対しては手形の交付を行ったという読み取ることができるのである。

②⑨大阪高裁平成9年1月30日判決(判例時報1606号143頁)<sup>(3)</sup>

本件は、無職の状態のYが、貸金業などを営む第2裏書人A会社から、A会社以外の者が振り出した手形(以下、本件手形と記す)・小切手の交付を受け、これに基づき訴訟を提起するようになったのであるけれども、他方で、YがAから裏書により取得した手形のうち、取立てに回したもののほとんどは決済されておらず、YはAに対して訴訟外の請求や強制執行を行っていないという事情があった。こうした裏書について、A以外の手形の振出人である第3裏書人Xは、当該行為は訴訟信託であると抗弁するが、YはAから本件

手形の裏書を受けた経緯は、YがBから融資を受け、これをAに貸し付けた貸金債権の担保として、本件手形の裏書を受けたと主張したケースである。

### 【判旨】

Yの供述によれば、Bは無職でさしたる財産もないYに対し、極めて多額の金員を担保なしに貸し付けているということになるのであるが、そもそもそのようなこと自体到底考えがたいところである。また、YのAに対する貸付により、担保として手形を受領したという主張については、YがAから取得した手形にAが振出した手形が含まれていないこと、当該手形のほとんどが不渡りとなったが、Aに対して訴訟を提起したものの強制執行は行っておらず、A以外の手形債務者に対してYは訴訟や執行手続を行い、回収した金員はA会社の従業員により入金されていたこと、A以外の手形債務者に対する訴訟の提起や訴訟外での請求等の判断は、Aが行っていたことという事実から、YがAに対して多額の貸付をしているという主張からは、理解しがたいところである。したがって、多額の貸付によって担保として手形を受領したという主張は、信用できない。

こうした事実や事情(特に、YとAの間に本件手形を含む多数の手形が授受されることに見合うだけの対価関係が認められないこと)によれば、AはYに裏書した手形に関し、その裏書の前後を通じて手形債務者に対し自らその回収のための行動をし、Yの提起した訴訟等においても重要な判断はすべて行ってYに指示を与え、これによって回収した金員は自らが取得しており、YはAの指示により債権を取立てることによって収入を得ているにすぎないものというべきであるから、AのYに対する本件手形の裏書は、Yに訴訟行為をさせることを主たる目的としてなされた隠れた取立委任裏書であると認められることができ、本件の原審においてA会社が共同被告となっていることは、YやAの既に見てきた行動からして、右認定を左右しないというべきである。これは信託法11条に違反しており、右隠れた取立委任の合意のみならず裏書そのものも無効というべきであるから、Yは本件手形については無権利者であり、XはYの手形金請求を拒むことができる。

本判決は、自益信託型の訴訟信託の事案といえる。裁判所は、訴訟信託を認める判断材料として、Yの生活状況、無職のYに対するAの貸付行為、AによるYとその外の手形債務者に対する対応の違い、YがAの支配下にあったこと、回収した金銭がAの従業員によりAに入金されていたこと、をあげており、とりわけYとAとの間で行われた手形の授受における対価関係の不存在については、重要視しているようである。

裁判所の認定した事実から推測すると、YはA以外の手形債務者に対して訴訟行為等を行い、Aに代わり手形債務の回収を行うことを目的に

雇われた取立屋(切取屋)と見受けられる。この取立の対価として、YにはAから賃金が支払われていたという状況を考慮すると、事実上YとAとの間では、取立を目的とする不当な雇用契約もしくは請負契約が結ばれていたのかもしれない。さらにいえば、AはYの無収入状態を利用して取立をさせていたと見られるのであって、Yをコントロール下に置いていたといえるのであるから、実質はAが訴訟行為等を行っていたとも見られ得るケースといえる。

このため、YはAから本件手形の交付を受けていたけれども、この交付行為は訴訟を行う目的になされていたものであることから、Yを正当な方法で権利を取得した者と評価することはできない。したがって、本判決における信託を通して行われた手形等の交付行為は、訴訟を目的になされた信託法上の訴訟信託であると見るのが妥当である。

### 訴訟信託にあたらないとされたケース

⑩東京地裁平成3年9月2日判決(判例タイムズ769号237頁、判例時報1417号124頁)

本件は、訴外Aは訴外Bから甲手形の割引を受け、Cはその手形の支払担保のために、訴外Dに対して、訴外E会社振出の乙手形を交付した(Dの代表取締役訴外FとBの代表取締役は夫婦である)。しかし、甲手形は不渡りとなり、Cも乙手形の取立に対し決済し得る見込みがないことから、AおよびC、仲介人訴外GとFとの相談の結果、YにY名義の丙手形の振出しを依頼した。これにより、YはGに丙手形を交付し、これをGは自ら裏書をし、AおよびDにも裏書させて、Fに譲渡した。他方で、甲手形はBからXに割引譲渡されたが不渡りとなったため、乙手形を割引譲渡し、甲手形が買い戻された。しかし、乙手形の決済資金がなかったことから、Gは丙手形およびC振出しの丁手形をXに割引譲渡し、乙手形が買い戻された。その後、Cらは丙手形の決済資金の用意ができなかったため、再びGはYに依頼し、新たに手形の振出しを受け、Fに交付し、Bを経由して、その後Xに割引譲渡され、丙手形の買戻資金とされた。以後、14回にわたり、同様の買戻しが行われ、本件手形は最後に振り出された。こうした事情の下、XがYに対して本件手形金および利息の支払を求めて訴えを提起したところ、Yは以下のような主張した。すなわち、BDはXに対して保管を目的とした本件手形を預託したに過ぎないから、手形上の権利を取得していない、またBとDは同一の会社であり、BからXに対する裏書は隠れたる取立

委任裏書であること、そしてBからXへの裏書はYに対し訴訟行為することを目的としてなされたものであるから、信託法11条に違反し無効であって、Xは手形上の権利を有しないなどと主張した。

#### 【判旨】

保管のため本件手形を預託した事実および訴訟信託の事実を認めるに足る証拠はない。

本判決以前に、YはXに対して手形に基づく債務の存在しない旨の確認等を求める訴訟を提起し、現在係属中であるところ、その後Xにより本判決が提起されたために、本判決ではYから二重訴訟である旨の主張がなされていた。しかし、本判決においては、Yによるこの主張は認められていない。

本判決では、丙手形をXに見せ、預託するだけで取立てには回さないようにするということを、YとGとの間で約定されていたという事実は認められないし、Xがそれを知りながら丙手形を取得したこと、またBからXへの裏書がいわゆる取立委任裏書であることも、認めることができないとされている。すなわち、新手形の割引と丙手形の買戻しが繰り返しなされ、書換え同様の効果が生じていたとしても、この原因関係と異なる事由によって買戻しあるいは書換えがなされたということもないのであるから、新手形の取得について手形の割引であることが否定されたと見ることはできず、仮にこれが手形の割引ではなかったとしても、隠れた取立委任裏書であると認めることはできないと考えられる。

### (3)所有権譲渡に関する判例

所有権譲渡については、訴訟信託の適否が問題となることは稀である<sup>(4)</sup>、と評されてはいるけれども、判例には古くから現れており、昭和期、その後の平成期において甚だ少ないが散見することができる。その中で、初期の判例である大審院昭和6年11月25日判決(法律新聞3344号14頁)は、贈与契約が旧信託法11条により無効になるか否かが争われた事案であるが、そこでは贈与契約そのものが虚偽の意思表示により無効になる

という主張と、旧法11条によって無効になるという主張は、截然として区別されるべきであるとして、贈与契約の無効と旧法11条による無効とを分けて判断するという理解が示されていた。これに対して、これ以前のケースである、大審院昭和5年9月17日判決(法律新聞3184号10頁)では、売買契約の名目による所有権の譲渡行為は、譲受人に訴訟行為をなさせる目的のもとになされた信託行為であるから無効であると判断されていた。このことから、昭和初期の判例では、譲渡行為の原因となる契約と訴訟信託の原因となる信託行為とを別個に判断するのか否かについて、統一された見解はなかったと見ることができるのである。

もっとも、その後の判例では、東京高裁昭和30年8月3日判決(下級民集6巻8号1561頁)が、贈与契約そのものを旧法11条により無効であるとし、また東京地裁昭和47年5月27日判決(判例時報683号105頁)は、贈与契約を旧法11条に該当し、民法90条により無効であると判断するのであって、のみならず東京地裁八王子支部昭和51年3月15日判決(訟務月報22巻5号1159頁)は、土地の売買契約を信託法11条により無効であると判断するに至っている。したがって、昭和中期以降の判例の流れは、訴訟信託の原因となる契約を信託法上の信託行為に取り込むことで、契約自体は旧法11条を根拠として無効とするという理解が支配的であると評価できる。

### 訴訟信託にあたるたされたケース

#### ㊸-1 仙台高裁平成15年3月31日決定(LEX:25482980)

本件は、前所有者らである訴外Aらから、売買により本件土地の所有権を取得した相手方であるYらが、本件土地の占有権限のない会社Xにより、産業廃棄物管理型最終処分場等(以下、本件処分場と記す。)の建設がされようとしているとして、本件土地の所有権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、本件処分場の建設工事の続行を差し止めることを求める仮処分申立てをしたところ、原裁判所が2000万円の担保を立てることを条件に、建設工事の続行を禁止する仮処分命令を発令した。このため、Xがこれを不服として保全異議を申立てたが、原裁判所が原命令を認可する旨の決定をしたので、Xが保全抗

告を申立てたケースである。

Xの抗告理由は、以下の通りである。すなわち、原決定は、平成13年2月27日、Aらから弁護士Cを代理人として、訴外B会社およびXに対して賃貸借契約(存続期間20年)を解除する旨の内容証明郵便が送られ(そもそもXは、BとAらとの間の賃貸借契約に基づき、Bから賃借権の譲渡を受けており、Aらからその承諾を得ている。)、その後同年3月8日、本件土地所有権を取得したYらから弁護士Cを代理人として、Xに対して工事禁止の通告書が送られて来た。また、同月23日、YらはXを被告として、本件土地における本件処分場建設工事の中止等を求める訴えを提起し、同年4月11日には本件処分場建設工事差止仮処分を申し立てた経緯、Yらが本件土地の譲渡を受けた理由が本件土地およびその周辺地域の環境を守ることを理由とした、Xの本件処分場建設工事に反対するためのものであること、さらに、本件土地の賃料収入と売買価格の差額が極めて大きい(全期間の賃料収入金額は、A1の土地1約億1600万円、A2の土地約200万円、A3の土地約3400万円であり、一方、売買代金はA1は約29万円、A2は約6千円、A3は9万円である。)、という事実が一応認められると判断された。しかるに、原決定は、それだけでは訴訟を目的としてなされた譲渡であると推認させるに十分な事実はなく、それ以外に訴訟信託のための譲渡であることを認めるに足りる疎明もないとする。

Aらは、Xとの間に本件土地に関する土地賃貸借契約を締結しており、Xに対して、賃貸借契約解除の通知をしたのであるから、Xに対し直接本件土地の明渡を請求し得る地位が生じたものであるのに、AらからYらに対し、本件土地を売渡した理由が、Yらによって本件土地の明渡しを訴えによって求めることにあったことは極めて明らかである。また、AらがYらに対し本件土地を売り渡したのは、Xの本件処分場建設工事に反対するためのものであることは前述の原決定の認定するところであるが、この場合Xの本件処分場建設工事に反対する現実的方法として所有権に基づく建築工事差止請求の本案訴訟および仮処分の申立であることは極めて明らかである。したがって、AらからYらに対する本件土地の譲渡がYらからXに対する所有権に基づく明渡訴訟であることは明らかであって、これは信託法11条、民法90条により無効であることは明らかであって、本件仮処分の申立は被保全権利を欠くものであって違法であり、かかる違法な原命令および原決定はいずれも不当である旨主張する。

#### 【決定要旨】

本件土地のYらに対する売却代金が、Aらが本件土地から取得した賃料収入と比較して著しく廉価であるうえ、その所有権譲渡の形態も、Yら6名に対して持分各6分の1を譲渡するという通常の土地売買とは異なる不自然なものであること、Aらは農家であり、本件土地が先祖伝来の土地としてXには売却したくないとして、これに賃貸借契約を締結して同処分場の敷地として提供するなど、本件土地の所有権を手放すことに強い拒絶反応を



示し、覚書においてもXに対して処分場の埋め立て工事完了後本件土地と同面積の土地を希望地域内に換地のうえ返還することを約させるなど、土地の確保に強いこだわりを有していたこと、処分場の敷地は、Aらを除く地権者全員がXに土地の所有権を譲渡しているため、Yらのように同処分場建設に反対する者がその建設を差し止めるための法的手続としては、Aらの本件土地の所有権を取得すること以外に即効性のある有効な手段が見当たらないこと、Yらは本件の産業廃棄物処分場建設に対する反対運動を行ってきた者であり、Yらが本件土地をAらから譲り受けた理由は、同処分場の建設に反対し、本件の仮処分等の法的手続を採るためであったと供述していること、Aらも同処分場を作って欲しくないのが本心であり、そのため本件土地をYらに譲渡したとの供述があること、Aらは本件土地をXに賃貸し、多額の金銭をXから取得しており、今になって同賃貸借契約を解除して同処分場の建設工事の差止めをことは信義則あるいは権利濫用として認められない可能性が極めて高いこと、を総合して検討すると、Aらの売却理由は、自分たちが本件土地を所有したままでは、処分場建設に反対する有効な法的手段を採ることが困難であったため、Yらをしてそれらの法的手続を採らせる目的で本件土地を譲渡したものであることが優に推認できるというべきであり、AらのYらに対する本件土地の譲渡は、信託法11条に反する無効の法律行為であると解さざるを得ない。

本決定は、以下の③1-2、③2-1、③2-2、③3、③4事件と関連する事件であり、本件処分場等の建設阻止をめぐる争われたケースである。すなわち、本決定には、本件処分場等の建設に反対するために、AらがYらに対して売買契約を原因として土地所有権の譲渡をし、この取得した所有権に基づき、Yらによって本件処分場等の建設の差止め等が行われた、という事情が存する。そうして、本決定の中心となる本件土地の売買契約については、Aらの土地への執着、本件処分場建設に反対運動(環境保全目的)をしてきたというYらの身上や、売買契約の対価の廉価性等を勘案すると、AらとYらには目的もしくは利害の一致を読み取ることができ、通常の売買契約には見られない不自然さを見ることができる。このことから、本件土地の売買契約における目的は、Yらにとっては当該土地の利用等にあったと見ることはできず、むしろAらとYらは通謀して、訴訟を提起するという目的を有していたと解し得るのであり、当該売買契約はそれに必要な権利を移転するための手段であったと見るほうが自然であろう。

また、訴訟信託の適否の問題のみならず、本決定では、Yに対する本件土地所有権の譲渡以前に存した、AらのXに対する賃貸借契約の解除の請求については、XにはAらとの間の信託関係を破壊するような行為が存しないのであるから（最高裁昭和27年4月25日判決民集6巻4号451頁）、一方的な無催告の解除権行使は、権利の濫用にあたる可能性を指摘し得ると見受けられる。なお、本件の賃貸借契約締結当時のXの代表取締役について、暴力団員もしくは暴力団関係者であるという主張もなされているが、本決定では触れられていない。

ところで、訴訟信託が争われた所有権の譲渡に関する昭和期の判例は、例えば前掲東京高裁昭和30年8月3日判決は、賃借人の抗弁を避けるために、前掲東京地裁昭和47年5月27日判決は、所有者が賃貸借解除を自ら行うのが難しいために、前掲東京地裁八王子支部昭和51年3月15日判決は、自己名義による訴訟の解決を望んでいなかったために、所有権を譲渡し権利者の変更を図ることで、訴訟信託の適否が争われたという内容のものであった。これらは、譲渡人である所有者が自己の所有権を譲受人に移転することによって、他人の権利を排除し制限のない自己の所有権の回復を図るといった意図のもとに、訴訟の提起がなされたものである。したがって、そこには自己の利益のために権利を譲渡するという構図を見ることができるとは、本決定および以下の関連する事件は、所有権の譲渡に関する判例の中では、譲渡の目的が主に地域の環境保護にあったといえる最初のケースであると位置付けられよう。

㊸-1 仙台高裁平成19年3月22日判決（LEX：25482982）

本件は、㊸-1と関連する事件である。すなわち、本件土地に共有持分を有すると主張するXらが、本件土地上に産業廃棄物管理型最終処分場等（以下、本件処分場と記す。）を建設しようとしているYに対して、本件土地の所有権（共有持分権）に基づいて、本件処分場等の建設工事の差止め、本件土地の引渡しおよび本件土地になされていたYを賃借権者とする賃借権移転登記の抹消登記手続を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償を請求したケースである。この中で、Yは、以下のように主張する。すなわち、前所有者で

ある訴外AらがXらに対して本件土地の賃貸借契約の解除の意思表示後、1週間以内にYに本件土地を譲渡し、また1カ月以内にXらはYに対する工事禁止の通告書を送付し、および本訴の提起を行ったという、こうした近接した期間になされた行為から、AらとXらとの間の売買契約は、訴訟を提起させるためになされたものであること、また代理人の中核であるX側の訴訟代理人弁護士Cが地理的に動きやすくするために、Xらの内の3名を買主に選定することで、その地域の裁判所で裁判を行うことができるようになることが何われ、これは訴訟目的の売買契約であるということができると、Yの賃料収入と比較して売買代金が著しく廉価であること、Aらは本件土地をYに賃貸し、賃料などの多額の金銭をYから取得しており、今になって同賃貸借契約を解除して同処分場の建設工事の差止めを行うことは信義則あるいは権利濫用にあたること、等を指摘し、Aらは、自分たちが本件土地を所有したままでは、処分場建設に反対する有効な法的手段をとることが困難であったために、Xらをしてそれらの法的手段をとらせるためであったことはあきらかであり、本件売買契約は、正しく信託法11条に反する無効な法律行為というべきである。

#### 【判旨】

Aらは、土地に強い執着心を抱いており、にもかかわらず面識のなかったとも思われるXらに対して本件土地を真実譲渡したもとは考え難い。また、Xらの1人は、本件処分上の反対の調査の中で、Aらを知り、Aらをして本件賃貸借契約を解除したいと考えさせるに至ったこと、本件賃貸借契約解除の意思表示を2月27日にしたところ、その直後3月5日本件売買契約が行われており、同月8日にはXらは本件処分場の建設中止を通告している。Bは、本件売買契約において、買主を甲市のみにすると地元に変動が生じた場合、原告団が全滅する可能性があるから、買主に乙市居住の者を加えること、乙市に居住する者を加えれば訴訟を提起する場合、地方裁判所乙支部に提起することができる考えたことが認められる。したがって、本件売買契約の当時、Xらは原告団を形成し、訴訟は乙支部に提起することが予定されていたと考えられる。Xらは、信託法11条を回避するために、弁護士を訴訟代理人として選任しており、非弁活動をしているわけではないと主張するが、本件売買契約が信託法11法に違反しないとはいえず、そもそも信託法11条は実体法上の効力を問題にするものであり、その後弁護士を選任したか否かによってその効力が左右されると解することはできない。受託者が弁護士に訴訟を委任すれば有効であるが、委任しなければ無効であるとする、訴訟の途中で受託者が弁護士を解任したら信託行為がどうなるのであろうか。弁護士を委任したか否かによって信託行為が有効か否かが決まるということになれば、実体法的にも訴訟法的にも法的安定性を欠ことになるのは避けられない。他方、訴訟を目的とした信託行為を有効とすると、そのようなことを本来予定していないわが国の法制度上、様々な問題が起こることが予想される。このように勘案すると、仮に訴訟を目的とした信託行為を認める場合、民法、不動産登記法、民事

訴訟法、民事執行法など、関連する実体法規や手続法規の全体を見直す必要があるものというべきであり、これをしないまま、個々の信託行為の適法不適法が論じられれば、様々な弊害は避けられないというべきである。これに加えて、Aらが本件処分場の建設に反対であり、本件賃貸借契約を解消したいと考えているのであれば、Aら自身が弁護士を選任して自ら本件訴訟を提起すれば足りることであり、Xらが訴訟信託を受けてまで本件訴訟を提起せねばならない特段の理由があったものとは認め難い。以上のことを勧告すると、Xらが主張する事由があるとしても、本件売買契約は、信託法11条に違反するものとして無効といわなければならない。

本判決は、㊸-1事件と同じく、本件処分場の建設をめぐり争われた事案である。本判決では、㊸-1事件において訴訟信託と認定するにあたり示された根拠の外、Xらによる訴訟の提起前の行動と非弁活動に対する対策についても言及されている。すなわち、前者については、AらとXらとの間の売買契約時に、Xらはすでに原告団を結成していたことや、訴訟を提起する裁判所を選別していたことなどを指摘しており、これらを念頭に当該売買契約が訴訟を目的としてなされたものと評価し得る根拠の1つと見ているようである。後者については、訴訟代理人に弁護士をあてることで、訴訟信託の適用が回避されるとする学説があるけれども、本判決はこれまでの判例の一貫した立場を踏襲し(大審院昭和4年10月28日判決(法律評論19巻諸法149頁)は、債権を譲り受けた弁護士事務所の事務員が、自らが務める弁護士に訴訟を委任したケース。東京控訴院昭和6年年月日不明判決(法律新聞3450号10頁)は、訴外から債権を譲り受けて、取立てを依頼された被控訴人が、弁護士に訴訟を委任したケース。㊸-2事件。)、改めてこれを否定したものと位置づけられる。もっとも、そもそも譲受人と弁護士との間の委任契約(代理関係)は、訴訟信託に関する一連の行為であると構成して無効になるとするのか、それとも訴訟信託に該当する譲渡行為と委任契約は別個に扱い、委任契約(代理関係)は訴訟信託の適用を回避する手段であると構成して民法90条により無効になるとするのか、という問題が惹起され得るけれども、この場合債権等を譲り受けた弁護士の行為は訴訟信託に該当するも

のであるから、この者と弁護士との間の委任契約(代理関係)もまた、その効果として第三者の権利に関係なく無効になると構成することが妥当であろう。

また、本判決では、㉓-1事件と異なり、Yに対してなされたAらによる賃貸借契約解除の意思表示後、1週間後にはAらとXらとの間で売買契約が締結され、さらにその3日後にはXらは弁護士を通じてYに対して本件処分場の建設中止を通告し、その後訴訟の提起に至ったという時間的経緯が触れられている。これは、訴訟信託と判断するための一定の要素となる時間的近接性を念頭にした指摘であるといえよう。

なお、本判決では、賃貸借契約当時のYの代表取締役および現代表取締役について、Yの内紛の過程において暴力団等の介入した経緯が認められるとしながらも、両者が暴力団関係者であったと認めるに足る証拠はないとして、賃貸借契約に要素の錯誤があるとして無効であるとするXらの主張を斥けている。

㉓仙台高裁平成23年5月12日判決(判例時報2164号69頁)<sup>(5)</sup>

本判決は、産業廃棄物処理施設(以下、本件施設と記す。)の設置許可を受け、訴外Bとの間で請負契約に基づき、当該処理施設の建設工事(以下、本件工事と記す。)を施工させていたYに対して、Xらが本件工事の続行差止めを求める仮処分を申し立てたことで、本件工事の続行禁止の仮処分命令の発令により中止が余儀なくされて被害を被ったとして、YはXらに対して共同不法行為に基づく損害の内金などの支払を求めた事案である。また、反訴事件として、XらはYの本訴の提起におけるYの主張が、事実的、法律的根拠を欠き、またYはそれを知りながらまたは通常人であれば容易に知り得たにもかかわらず、あえて敢行したものであるから、不当訴訟の提起として不法行為を構成すると主張し、XらはYに対して損害賠償を請求した。この中で、Yは、以下のように主張する。すなわち、Xらは共同して本件施設の設置に反対する手段として、Yに対して本件工事の差止めを求める訴訟を提起することを目的として、本件土地の元の所有者Aらから、本件土地を信託法11条に違反する訴訟信託により違法に譲り受けた上、本件仮処分申立てを敢行したのであって、仙台高等裁判所により、本件仮処分が取り消されてXらの本件仮処分申立てが却下され、また、本件仮処分命令の本案である本件処分場工事差止等請求訴訟において、Xらの全面敗訴が確定しているのであるから、本件仮処分申立ての時点において、申立ての前提

となる被保全権利が存在しないことは明らかであったのみならず、本件仮処分申立てを敢行したXらにおいて、上記被保全権利が存在すると信じたことについて過失があったと推認されるというべきである。Xらによる違法に取得した本件仮処分命令により、本件工事が中止に追い込まれ、Yの正当な利益が侵害されたものであるといえ、Xらによる一連の行為は共同不法行為に該当すると主張する。

### 【判旨】

受託者が委託者から信託を受けた権利を被保全権利として仮処分を申し立てた場合、受託者は、この信託の設定当初から無権利者であったことになるから、当該仮処分の申立てが容認される余地はない。そして、訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託であるかどうかは、信託行為の時を基準として、当該信託がなされた経緯、信託行為の内容、受託者の職業、委託者と受託者との関係、対価の有無、受託者が訴訟行為をするまでの時間的な隔たり等、諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものである。本件においては、本件売買契約は信託法11条に違反し、その契約当時から無効なものであったと解すべきものであると判断する。その理由は、以下のとおりである。本件処理施設建設の反対運動をしていたXらの1人X1は、本件処理場から有害物質が排出された場合、Yとともに連帯責任を負わされることになると説明し、Aらが本件土地を手放さざるを得なくなるよう動機付けを行いつつ、本件土地を譲ってほしいと話したこと、Aらも本件処理施設建設の反対の気持ちを抱いており、Xらが反対運動を行っていて、本件工事を中止させる目的で本件を買い受けること知りながら、Xらに本件土地を売却したこと、X1は、産業廃棄物処分場建設に反対の立場から訴訟を行っていた弁護士Cに相談したところ、反対運動の手段として裁判もあり得ることを話され、Cが甲市の者に大きな変動があった場合、原告団が消滅するとして乙市で訴訟を提起できるようにするため、乙市在住の者らをAらに紹介し、本件売買契約の買主に加えたことが認められる。また、Aらは、Cを代理人としてYおよびBに対して賃料不払い等を理由に、平成13年2月27日、賃貸借契約を解除する旨を通知し、同年3月5日、Xらとの間で本件土地の売買契約を締結し、直ちに所有権移転登記を経由する一方、XらはCを代理人として、本件本案訴訟を提起したものであり、本件売買契約から本件本案訴訟の提起までは18日間しか経過していない。

また、本件売買契約締結当時、Xらは原告団を結成し、地方裁判所乙支部に本件本案訴訟を提起することを予定しており、本件工事を中止させるためにXらに本件本案訴訟の提起および本件仮処分申立てを含む訴訟行為をさせることを主たる目的として本件売買契約を締結したものであることは明らかというべきである。Aらは土地に強い執着心を抱いており、本件土地全体が固定資産税評価額をはるかに下回る低廉な代金額でXらに譲渡されていることや、これまで面識がなかったXらに対し各6分の1の割合で本件の所有権又は共有持分を譲渡するという形式でこれを売り渡していること等を併せ考えれば、本件売買

契約がAらがXらに対して本件土地の所有権を譲渡したものであるとは考え難い。

信託法11条が訴訟を主たる目的とした信託行為を無効とした趣旨は、訴訟を主たる目的とした信託行為は、そもそも信託制度による保護に値しない違法な仮装行為であることから、これを無効としたのであって、非弁活動の防止のみにあるものとは解されないから、Xらが本件本案訴訟の提起および本件仮処分申立てに当たり代理人としてCを選任したからといって、信託法11条に違反しないとはいえない。

上記の事情を総合すれば、本件売買契約は、真実の売買契約ではなく、本件本案訴訟の提起およびこれを前提とする本件仮処分申立てをするためにした、訴訟を主たる目的とした信託行為であって、信託法11条に違反し、その契約当時から無効なものであったと認めるのが相当である。

Xらは、本件仮処分申立て当時、その申立ての前提となる被保全権利が存在すると信じていたものと推認されるが、当裁判所は、Xらが、本件仮処分申立て当時、その申立ての前提となる被保全権利が存在すると信じていたことについて、少なくとも過失があったと認めるのが相当であると判断する。すなわち、本件売買契約が訴訟を目的とした信託行為であって、信託法11条に違反し無効なものであったと解される根拠となる事情は、その大半がXら自身にかかわる事情か、あるいはXらとAらとの交渉にかかわる事情であったから、特段の調査をするまでもなく、Xら自身が認識していた事実にはかならず、その事実認識に誤認が生ずる余地はなかったといえる。Xらは、本件売買契約が信託法11条に違反するかどうかは法律解釈の問題であって、Xらにおいて十分な調査をしても、裁判所の判断を受けるまでは最終的な解決を見ない問題であるから、このような法律上の問題についての注意義務は、事実上の問題よりも高度な注意義務は要求されず、実体法上の解釈として不合理であると認められない限り、過失はないというべきであると主張する。しかしながら、信託法11条は無効とされるべき訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託に、文言上特段の限定を付してはいない。同条の解釈上、他人間の法的紛争に介入し、司法機関を利用しつつ不当な利益を追求するとみられる場合等に無効とされるべき訴訟信託を限定しようとする学説は存在するが、産業廃棄物処理施設の建設を阻止することによる利益をもって常に正当な利益であるということとはできないのであるから、上記限定解釈によっても本件売買契約が信託法11条に違反するものではないと断定することはできないはずであって、上記限定解釈を行う学説が存在することをもって、本件仮処分の申立ての前提となる被保全権利が存在すると信じていたことについて、過失がないということとはできない。AらとXらが本件売買契約当時認識していた事実関係に照らせば、本件工事を中止させるためにXらに本件本案訴訟の提起および本件仮処分申立てを含む訴訟行為をさせることを主たる目的として本件売買契約を締結したものであることが明らかであった以上、本件売買契約が、無効とされるべき訴訟信託行為に該当すると判断される可能性があることと予見す

ることは十分に可能であったというべきである。

本判決は、㉑-1 事件および㉒-1 事件と同じく、要するに本件処分場等の建設の是非をめぐる争われた事案である。本判決では、訴訟信託を認定するにあたり、以下のような要素をあげる。すなわち、信託行為時を基準として、Aらの土地所有権譲渡の目的、Xらの土地取得の目的、Cによる訴訟を前提としたXら原告の選任やその準備、賃貸借契約解除の意思表示から訴訟提起までの期間、本件売買契約における価格の低廉性、AらとXらとの間に面識がなく、またAらは土地に執着心があるにもかかわらず譲渡行為がなされたこと、をあげている。以下では、これら要素について若干触れたい。

まず、裁判所は、訴訟信託の判断基準時を信託行為時と見ているのであり、そうすると本判決の事実関係からは、それはAらとXらとの間の売買契約時ということになる。なお、この場合、民法90条の公序良俗違反の判定時期が参考になると思われるけれども<sup>(6)</sup>、信託行為の履行の段階で公序良俗違反となった場合に、それ以前の不当な信託行為自体を有効と見るには問題になると思われる。訴訟信託においても、いわゆる一部無効の理論の考え方は妥当するものと思われるのであるけれども、履行段階で信託行為そのものが公序良俗に反すると判断される場合は、それ以前の信託行為自体をも遡って無効と判断するほうが社会的に妥当な結論を導き得るし、司法機関が不当な信託行為に加担することを防ぐことになるともいえよう。

また、信託行為(信託契約)については、売買契約時に所有権が移転するのか否かという問題を指摘し得るけれども、現行信託法では信託契約は諾成契約であることから、民法の物権変動の理論と同様に見ることになろう<sup>(7)</sup>。

つぎに、AらとXらとの間の売買契約の目的について触れたい。すなわち、Aらの土地所有権譲渡の目的とXらの土地取得の目的についてであ



る。本判決において、Aらには、土地の回収(もっとも、賃貸借契約終了後は返還される予定であった。)および産業廃棄物処理施設建設の阻止という目的があり、とりわけXらと合意に致った目的は后者であったといえる。他方で、環境保護活動を行っているXらもまた、売買契約の目的にあったのは、Aらと同様に産業廃棄物処理施設建設の阻止という目的にあったことは明らかである。

そうすると、そもそもこの両者が共有する目的が、訴訟信託の立法趣旨の一つとされる「司法機関を利用して、不当な利益を追求しようとする目的」に、該当するのかが否かが問題となる(判例では、⑩-1、⑳)。AらやXらの実際の目的は、産業廃棄物処理施設の稼働による有害物質の漏洩などによって、地域の健康被害や環境汚染が生じることを危惧して、その防止にあったことが認められるのであって、そのために建設反対の運動を展開し、その手段として売買契約を仮装して所有権移転を行い、訴訟を提起したという経緯がある。また、本判決のような中間処理施設を含めた管理型最終処分場の建設の場合、遮断型最終処分場でしか処分できない廃棄物以外の廃棄物を対象としていることから、人里離れた場所に建設されるなど、建設に伴う法令上の要件を満たし、当然環境のみならず地域住民の健康被害等への影響も考慮される。したがって、Yは本件処分場等の完成後の稼働によって、安全な運用が目指されるところ、将来的な環境汚染等による危惧を払拭することが当面の目的であるといえるけれども、地域住民ではないXらには、直接環境汚染等による危惧はないものと見受けられる一方、地域住民であるAらにとっては将来的な生活環境に対する危険性について、少なからず払拭し得ないものがあるのであろうと推察し得る。

そうであるならば、AらやXらの訴訟目的は、「司法機関を利用して、不当な利益を追求しようとする目的」といった訴訟信託の立法趣旨に整合するとはいえず、そもそも訴訟信託適用の問題が生じ得ないのではないかという指摘ができよう。すなわち、本判決は、㉑-1でも述べたよ

うに、AらとXらとの間の所有権の移転の目的は、環境保護目的といったものであって、これまで判例に現れた不当な利益追求型の訴訟信託と同様なものとは言い難いのであり、そうすると本件における訴訟信託の適用要件は、反公序良俗性ともいい得るけれども、むしろその中心は公共の福祉という要素によって判断がなされたものと指摘し得る。だからこそ、本判決では、産業廃棄物の処理は、誰かがどこかでやらなければならない社会的必要性のある事業であり、産業廃棄物処理施設建設に反対することのみが正義であるということはできないと述べられているのであり、産業廃棄物処理施設を公益性のある事業と位置づけることで、その建設の必要性や正当性を強調していると見受けられる。

さらに、AらとXらとの間の売買契約については、上述したように産業廃棄物処理施設建設の阻止という共通の目的を有していることは明らかなのであるから、そうするとAらとXらとの間の当該契約の成立の様子は、双方行為ではなく、AらとXらの利害もしくは目的が一致した合同行為と構成し得なくもないし、また本来の売買契約の目的とは異なる目的を有する仮装した契約との見方もできるのであり、虚偽表示の問題をも含むものといえる。このように、AらとXらは共通する目的の遂行のために、本来ならば無償で所有権の譲渡を行うところ、売買契約の形に仮装して低廉な価格ではあるが対価関係を形成し、所有権の譲渡を行うことで、訴訟信託の適用を回避する目的があったものと見られる。

最後に、本判決では、訴訟信託適用の材料として時間的近接性をあげる。すなわち、㉓-1事件とは異なり、本判決では賃貸借契約解除の意思表示から訴訟の提起期間(18日間)といった時間的近接性を明確に指摘し、訴訟信託の認定の判断要素としている。時間的近接性については、これのみで訴訟信託を断定することはできないといえるけれども(例えば、訴訟信託の認定にあたり、時間的近接性のみならず他の要素をあげるものとして、②事件、⑤事件。また、時間的近接性のみでは訴訟信託を構成し得ないとするものとして、⑧-1事件、⑧-2事件、㉒事件)、

これまでの判例を踏まえると、その存在が認められるケースでは訴訟信託を疑ってかかる必要性があると考えられる。

### 訴訟信託にあたらないとされたケース

#### ④福島地裁いわき支部平成13年6月29日決定(LEX:25482979)

本件でXは、以下のように主張する。すなわち、平成13年2月27日、Aらは弁護士Cを代理人として、Xおよび前賃借権者Bに対して、賃貸借契約を解除する旨の内容証明郵便をもって送付し、同年3月8日、YらはCを代理人として、産業廃棄物処分場建設工事禁止の通告書を内容証明郵便をもって送付してきた。そして、同月23日、YらはXを被告として、本件土地における産業廃棄物処分場建設工事の中止等を求める訴えを提起し、本件仮処分を申し立てた。以上の経緯から明らかのように、Aらは、Xの産業廃棄物処分場建設工事を妨害するためYらに対し、本件土地の引渡し等を求める訴訟をなすことを目的として、本件土地の所有権を譲渡したものであるから、Yらの本件土地の取得は信託的譲渡を受けたものであるか、実質的売買がないものであって虚偽表示であると主張した。

#### 【決定要旨】

本件仮処分の申立てがY主張の経緯でされたものであり、また、Xらが本件土地の譲渡を受けた理由が、本件土地およびその周辺地域の環境を守ることを理由とした、Yの産業廃棄物処分場建設工事に反対するためのものであることは一応認められるが、それだけでは訴訟をなすことを主たる目的とした訴訟信託のための譲渡であると推認させるに十分な事実でなく、またそれ以外に訴訟信託のための譲渡であると一応認めるに足りる疎明もない。また、本件土地の譲渡が、虚偽表示とか仮装譲渡であると一応認めるに足りる疎明もない。したがって、Yらは本件土地の所有者であると認められる。

本決定は、③1-1事件、③2-1事件、③3事件、および以下の③1-2事件、③2-2事件といった一連の事件の最初のケースである。本決定では、③1-1事件、③2-1事件、③3事件において認められた訴訟信託の適用を否定している。すなわち、訴訟信託の適用を否認する理由として、Xらは環境保護の目的を根拠として、訴訟信託の主張を産業廃棄物処分場建設工事に反対するための手段としたことは認められ得るけれども、本件土地の譲渡行為には訴訟信託と認められ得るだけの十分な事実が存しないと見て、またそれを抱かせる証明もないことを判断根拠としてあげている。確かに、③1-1事件、③2-1事件、③3事件において、Xは訴訟信託の適用

に求められる要素に触れ、それを根拠にその適用を主張をしているけれども、本決定ではXの主張の中には訴訟信託を認定し得るための判断の要素がほとんどあげられておらず、訴訟信託を認定するには乏しい証明であったと評価するのである。

㊦-2 福島地裁いわき支部平成14年3月8日決定(LEX：25483022)

本件は、㊦-1事件の第1審である。この中で、Y(㊦事件のXである)は、以下のように主張する。すなわち、平成13年2月27日、Aらは弁護士C(㊦事件のCである)を代理人として、Yおよび前賃借権者B(㊦事件のBである)に対して、賃貸借契約を解除する旨の内容証明郵便をもって送付し、同年3月8日、XらはCを代理人として、工事禁止の通告書を内容証明郵便をもって送付してきた。そして、同月23日、Xら(㊦事件のYらである)はYを被告として、本件土地における産業廃棄物処分場建設工事中止等を求める訴えを提起し、本件仮処分を申し立てたという経緯がある。そして、本件土地の賃貸借契約の賃料は坪当たり120円であったことから、賃貸借契約の全期間においてAらがそれぞれ得る額は、固定資産税を除いても、A1は約1億1600万円、A2は約200万円、A3は約3400万円であり、一方、Xらの主張の売買代金は、A1は約29万円、A2は約6000円、A3は約9万円であって、その差額は極めて大きいものであり、Aがかかる賃料収入を放棄して本件土地を売却したことは通常の経済的取引行為とは認められず、XらによるYの工事妨害の目的のみであることは極めて明らかである。以上の事実から明らかのように、Aらは、Yの産業廃棄物処分場建設工事を妨害するために、Yに対し本件土地の引渡し等を求める訴訟をなすことを目的として、本件土地の所有権を譲渡したものであるから、Xらの本件土地の取得は信託的譲渡を受けたものであって、信託法11条の禁ずるところの訴訟信託である。

**【決定要旨】**

本件仮処分の申立てがY主張の経緯でされたものであり、また、Xらが本件土地の譲渡を受けた理由が、本件土地およびその周辺地域の環境を守ることを理由とした、Yの産業廃棄物処分場建設工事に反対するためのものであること、そして本件土地における訴外Aら(㊦事件のAらである)の賃料収入と売買価格の差額が極めて大きいものであることは一応認められるが、それだけでは訴訟をなすこと主たる目的とした訴訟信託のための譲渡であると推認させるに十分な事実はなく、またそれ以外に訴訟信託のための譲渡であると一応認めるに足りる疎明もない。したがって、Xらは本件土地の所有者であると一応認められる。

本判決は、㉔事件とほぼ同様の趣旨の判断をしており、訴訟信託のための譲渡と推認できる事実や、それを認め得る疎明もないと指摘する。もっとも、賃料収入と売買価格の差額が極めて大きいことを指摘しており、そこに少なからず疑問を生じるものがあつたと見ているようであるけれども、しかしこれのみでは訴訟信託を認めるだけの判断材料としては不十分であると判断しているようである。

㉔-2 福島地裁いわき支部平成16年1月28日判決(LEX:25482981)

本件は、㉔-1事件の下級審である。この中で、Y(㉔事件のYである)は、以下のように主張する。すなわち、訴外Aら(㉔事件のAらである)が、本件土地をXら(㉔事件のXらである)に売却した理由は、自分たちが本件土地を所有したままでは、本件処分場建設に反対する有効な法的手段を採ることが困難であつたために、Xらをしてそれらの法的手段を採らせる目的で本件土地を譲渡したものであることは明らかであり、本件土地の譲渡は、信託法11条に反する無効な法律行為なのである、と主張する。

【判旨】

Aらが、YおよびB(㉔事件のBである)に対し本件土地の賃貸借契約解除をする旨の意思表示をしてから、本訴の提起ないし仮処分の申立てまで極めて短期間でなされており、また、XらとAらとの本件土地の売買代金は、本件土地の賃料に比して著しく廉価であるといえ、さらに、Xら代理人C(㉔事件のCである)は、本件土地の買主としていわき市在住の3名を紹介した理由として、本訴の管轄が当庁となることを意識していたこと、証人Dおよび証人Eの証言は、売買契約の時期や代金額が決められた経緯等について曖昧であること、Xらは、本件処分場建設に対する反対運動を行ってきた者であり、Xらが本件土地をAから譲り受けた理由は、処分場の建設に反対するためである旨述べていること、Aらも、本件処分場を譲渡するに際し、訴訟提起をも念頭において、本件処分場建設工事の差止めを望んでいたものと認めることができる。

しかしながら、本件全証拠によっても、Aらが、立木保障料および賃料として多額の金銭を既にYないしBから取得していながら、本件土地の賃貸借契約を解除して処分場の建設工事の差止めを求めることが信義則に反するあるいは権利の濫用として認められない可能性が極めて高いと認識した上で、本件土地の譲渡を行ったものと認めることはできないし、XらとAらとの間に、本件土地の返還の合意や本訴提起に関する費用をAらが負担する旨の約定が存するといった事実も認めることができない。Yは、前記のとおりAらが自分たちが本件土地を所有したままでは、処分場建設には反対する有効な法的手段を採るこ

とが困難であったことが、Xらへの本件土地譲渡の原因である旨主張している。Yの主張によれば、当然Aらがそのような事情を認識していながら、Xらへ本件土地を譲渡したことが必要となるし、一般に、ある物件の所有権譲渡が信託か否かを判別するには、譲渡人と譲受人の主観が問題とならざるを得ないところである。本件において、Aらが、自らの法的手続を採ると、信義則あるいは権利の濫用といったある程度専門的な法律判断によって排斥されることを認識していたと認めることができないのは前述のとおりであり、仮に、Aらが自らの法的手続を採った場合に、信義則あるいは権利の濫用といった理由で、その請求が斥けられる可能性が客観的に高くても、そのことのみをもって本件土地の譲渡が信託法11条に反するとはいえないし、また、そのことから直ちにAらに信託法11条違反を基礎付けるような認識を推認することもできないというべきである。本件は、Yの主張するように、Aらが、自分たちが本件土地を所有したままでは、処分場建設に反対する有効な法的手続を採ることが困難であったために本件土地を譲渡したというのではなく、Xらが、自らの目的を実現するために、自らの利益のために売買契約の買主として譲渡を受けたものといえ（売主と買主とで土地の利用方針に関する基本的な考え方が一致していることはむしろ通常的事象であるといえる。）、信託などといったものには当てはまらないものと解される。

また、訴訟信託が禁止される理由は、(1) 弁護士代理の原則が潜脱されて非弁護士が他人のために訴訟を提起すること、(2) 非弁護士が業として法律事務をなすこと、(3) 他人間の紛争に介入し、司法機関を利用しつつ不当な利益をあげようとするなど禁ずることにある、すなわち、弁護士代理の原則の趣旨を損なう行為、非弁活動に当たる行為、ないし公序良俗違反となる行為を禁ずるところにあると解されるところ、本件では訴訟代理人として弁護士が選任されている上、Xらが本訴を通じて不当な利益をあげようとしている公序良俗違反と目される事実は、本件全証拠をもってしても認めることができないから、本件売買契約は訴訟信託が禁止されている理由に触れないものであり、この点からも本件売買契約は訴訟信託の禁止に当たらないといえることができる。

したがって、XらとAらとの間の本件売買契約が信託法11条違反として無効であるとするYの主張は理由がない。

本判決では、時間的接性や売買代金の廉価性、Xらの身上など、訴訟信託と認め得る判断材料の指摘はなされるものの、その適用は否定されている。すなわち、Aらでは本件処分場建設の阻止のための有効な法的手続を採ることが困難であったために、Xらに所有権を移転したという事情を否認する一方、AらとXらは土地利用の考え方が一致しており、また自らの目的の実現のために売買契約の買主としてXらは譲渡を受け

たということを根拠として、訴訟信託を認めていない。加えて、本判決では、弁護士が選任されていること、またXらは本訴を通じて不当な利益をあげようとしているなど公序良俗性に違反するような事実が認められないことから、訴訟信託にはあたらないと判断する。

AらとXらの売買契約の目的として、両者の認識していた共通の目的は、本判決でも指摘している通り、本件処分場の建設の阻止であり、実質は生活環境の保護である。すなわち、㉑-1事件および㉓事件でも述べたように、本件処分場の稼働により、地域住民の生活環境が脅かされるという危険性の払拭にあることは、環境保護活動を行ってきたXらの身上からも伺える。したがって、AらとXらとの間の当該売買契約は、不当な利益のためになされたものではないと見るほうが自然であろう。

しかしながら、公益的な目的を有する本件処分場の建設のために、正当な法的手続に則り、Aらと賃貸借契約を交わし賃借権を取得したYと比較すると、Aらによる当該賃貸借契約の無催告解除や、AらとYの間の訴訟を目的とした所有権の移転行為は、地域環境の保護とはいえ、不当な行為と評価することができ、これを認めることはできないものといえよう。

なお、裁判所は、訴訟代理人として弁護士が選任されていることを根拠にあげるが、㉒-1事件で述べたように、訴訟代理人に弁護士をあてることで、訴訟信託の適用を回避することはできないとするのが、これまでの判例の流れである。

㉓東京地裁平成30年2月13日判決(LEX:25551674)

本件は、Yが土地および建物(以下、まとめて本件不動産という)の持分5分の3を訴外A(Yの妻であり、後に離婚。)に、本件不動産の持分5分の1を訴外B(YとAの長男)に、本件不動産の持分5分の1を訴外C(YとAの二男)にそれぞれ贈与し、その際各持分につき仮登記がなされた。その後、Bが亡くなり、その持分の各2分の1はAYに相続された(法定相続)。そして、Aから本件不動産の持分を買受けたXが、Yに対してAに代位して、贈与契約に基づき、本件不動産の持分5分の3についてAへの、持分5分の1につきBへ

の所有権移転登記手続をすることを求めるとともに、本件不動産の所有権に基づく妨害排除請求として、本件不動産についての仮登記のうちB名義の持分10分の1の抹消登記手続をすることを求めるケースである。

Yの本案前の主張は、以下の通りである。すなわち、本件訴訟は、Yから本件不動産を贈与されたと主張するAが提訴するのが通常であるが、AはCからの株式譲渡につき臨時取締役会議事録を偽造したこと等について、YやCから責任追及され、損害賠償請求権により相殺されることを危惧し、Xに本訴提起を依頼した。Aが所有するという本件不動産の持分は不確実なものであり、訴訟を提起しなければ実現できないものであること、本件建物の1,2階の所有者はYとは別人であり、長年にわたる賃借人もいることから、本件不動産の換金性には問題があり、Xが本件不動産のAの持分を買い取ることは通常考え難い。また、Xは、資本金800万円のペーパーカンパニーであり、数億円の価値のある本件不動産を購入する資金があるとは考え難い。Xは、宅地建物取引業法3条1項の免許を得ていないにもかかわらず、本件不動産を転売して利益を得ようとする違法業者であり、本件不動産を取得して転売することは公序良俗に反する。本件不動産の残代金をAに支払っていないXには、本件不動産の所有権が移転しないのが通常であるが、XとAとの間の売買契約では契約締結時に所有権が移転する旨の条項があり、これは訴訟信託のための条項である。同契約には、公租公課の負担は登記受付日をもって区分する旨の条項があるが、この条項は真実はAに所有権が留保されていることを示している。また、同契約には、Xによる残代金決済等が完了するまでは第三者に所有権移転登記をすることができない旨の条項があるが、Xに所有権が移転しているのであれば、Xに極めて不利な条項であり、Xに所有権が移転していないのであれば当然の条項であるといえ、この条項からもXに所有権を移転させない、訴訟信託のための契約であることが明らかである。さらに、同契約に、本件訴訟の費用をXが負担する旨の条項があるが、訴訟費用は本来Aが負担すべきものであり、これはXが負担することはXがCから訴訟提起を請け負ったに等しい。

#### 【判旨】

Xの預金口座の残高は約1億2000万円あり、XはAとの間で本件不動産の持分10分の7を代金2億4000万円で買い受ける売買契約を締結した。同契約においては、契約締結時に手付金を支払うこと、契約締結時に所有権が移転すること、Xが本件不動産の名義人であるYに対して債権者代位により所有権移転登記請求訴訟および共有物分割訴訟を提起し、Aはこれに協力し、訴訟費用はXが負担すること、これら訴訟に敗訴した場合Xは本件売買契約を解除できること、共有分割訴訟が解決した後に残代金を支払うこと、本件不動産の公租公課等については所有権移転登記受付日まではAが、それ以降はXが負担すること、Xは所有権移転登記を経た後も残代金決済等完了するまではAの書面による承諾を得た場合を除いて第三者への所有権移転登記を行うことができないこと、などが合意された。



XはAとの間で売買契約時に所有権が移転する旨の合意を含む本件売買契約を締結し、手付金をAに支払ったというのであるから、XはAから本件不動産の持分を買って所有権を取得した上で本件訴訟を提起したものと認められる。また、本件売買契約では、契約締結後にXに所有権移転登記請求訴訟や共有物分割請求訴訟を提起することが予定されており、これらの訴訟に敗訴した場合にXが本件売買契約を解除できる旨の合意があるなど、Xが敗訴した場合についても検討された上で本件売買契約が締結されたことは明らかであり、契約締結時に所有権を移転させながらも、公訴公課の負担区分や残代金決済完了までの第三者への所有権移転登記を制限する旨の合意があることは、売買後に訴訟提起が予定される場合の契約内容として何ら不合理なものとはいえない。したがって、Yが指摘するような合意を含むことをもって本件売買契約が訴訟信託のための契約であるとはいえず、Yの主張は採用できない。さらに、Yは、Aが当事者としてYに対して訴訟を提起した場合にはYから相殺を主張されることを危惧してXに訴訟提起を依頼したことや、Xがペーパーカンパニーであり、宅地建物取引業法に違反する業者であることから、本件訴訟提起は訴訟信託に当たる旨主張するが、本件全証拠によれば、Yが主張する事実を認めることはできず、Yの主張は採用できない。

以上によれば、AがXに訴訟を行わせることを主たる目的として本件売買契約が締結されたことは認められず、Xは、Aから本件不動産の持分を買って、その所有者として本件訴訟を提起したものと認められるから、本件訴訟の提起が訴訟信託に当たる旨のYの主張は採用できない。

本判決で、Yは、XとAとの間の売買契約は所有権がAに留保されている法的な形態であることを根拠として、そこには訴訟信託が成立すると主張する。すなわち、XとAとの間の売買契約は虚偽であって、実際には所有権が移転していないのであり、こうした形の売買契約を締結した目的は、AがXに訴訟をさせることにありと主張するのである。そもそも本判決以前に、YとAとの間で、Yを原告として本件贈与契約の成否について別件訴訟の提起がなされていたという事情があり、そこでこの判決では本件贈与契約の成立が認められている。しかるに、Yは、本判決において贈与契約を否定する主張を繰り返し、別件訴訟の蒸し返しという判断が本判決ではなされた。別件訴訟の原因は、YとAとの間の夫婦関係の破綻にあると思われる(贈与契約の成否が争われた別件訴訟中に、裁判上の和解による離婚が成立)。

翻って、離婚成立後、AがXと売買契約を結び、本件不動産の持分を処分したのは、Yとの関係を一切断ち切りたいという強い意図の現れであると見受けられる。したがって、こうしたXの事情やXとAとの間の売買契約を原因とする手付金の交付等の事実を考慮すると、訴訟を目的にした訴訟信託であると見ることはできない。

のみならず、Yにより、当該売買契約中に、訴訟に関する取り決めが存していることを指摘されているけれども、これはYによる共有物の移転がなされない場合には、予めXは共有物分割請求等を含んだ訴訟を提起するという約定がなされていたということであって、これは正当な権利の移転に基づく訴訟提起の約定と評価し得るのであり、そこに不当な意思や目的の介在を認めることはできないと思われる。

㊸東京地裁令和2年3月30日判決(LEX:25584636)

本件は、訴外Aは、本件建物と本件土地の4分の2を共有しており、本件土地の他の共有者はAの子である訴外B(4分の1)とX(4分の1)である。BとXには素行等の問題もあり、AはBの子Y1に老後の面倒を見てもらう代わりに、本件建物の所有権および本件土地の共有持分を譲渡することをY1に伝え、平成18年3月15日、Y1は本件建物および本件土地の4分3とBの持分4分の1を含めて買い受け、所有権転登記1および持分移転登記1がなされた(売買契約1)。この売買代金は、毎月の分割払いでなされ、平成20年頃からXが受領していた(なお、売買代金は、本件建物の賃料をAが引き続き受領することで賄われた)。また、平成26年12月27日にAが死亡するが、その2か月前から、Xは本件建物に居住を始めた。しかし、Y1はXとかかわりを持ちたくないこと等を理由に、平成28年8月2日、Y2と売買契約に基づき、本件建物および本件土地の共有持分を売却し、所有権移転登記2および持分移転登記2がなされた(売買契約2)。Y2は、Y3から事業資金の融資を得るため、平成28年11月29日、Y3のために本件建物および本件土地に対して抵当権を設定し、抵当権設定登記がなされた。その後、Y2は本件建物の入居者がXであると知り、本件建物の明渡を求め、甲事件の提訴に至った。他方で、Xは、本件建物について、Y1には所有権移転登記1の抹消、Y2には所有権移転登記2の抹消、Y3には所有権移転登記2の抹消を求め、本件土地については、Y2に対して持分4分の1につき、真正な登記名義の回復を原因とする持分移転登記手続を、Y3には抵当権設定登記につき、Y2の持分についての抵当権設定登記に改めるとの更正登記手続を求める訴えを提

起した。この中でXは、売買契約2については、訴訟信託目的であるから無効であると主張した。

**【判旨】**

Xは、「本件売買契約2は訴訟信託目的であるから、無効である」旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はなく、かえって前記認定によれば、本件売買契約2は、Y1がXとかかわりを持たないように本件建物の所有権および本件土地の持分を処分すること等を目的としてされたものと認められるから、Xの上記主張は採用できない。

本判決は、過去Xには、アルコール依存症や破産手続開始決定を受ける等の素行等に問題があり、加えて筆頭名義人であった本件土地の固定資産税等の滞納があったことで、滞納による納付書がY1に送られてくるようになったことや、さらにはAの死亡後のAの戒名の有無についてY1とXとの間でトラブルなどがあったこともあり、こうした事情が積み重なりY1とXとの関係は殊更悪化したようである。とりわけ、本来であればAの面倒を見る立場にあったXによる、売買契約1に基づく不当な代金受領(賃料の受領)や、本件土地の固定資産税の未払いという振る舞いに対して、Y1は許し難いものがあったものと見られる。したがって、Y1はこれらを原因として、本件建物および本件土地の共有持分をY2に売り渡すことに至ったと見るほうが自然であろう。すなわち、Y1とXとは叔父甥の関係ではあるけれども、Y1はXと接触関係を断ち切りたかったということを原因として、本件建物および本件土地の持分を譲渡することに至ったものと看取することができる。

こうした事情を踏まえると、Y1とY2との間の売買契約は、Y1自身の不当な目的としてなされたものと見ることはできず、またY1とY2との間で訴訟を提起する目的で、当該契約に基づき所有権と共有持分権を移転したと見ることはできないと評価し得る。

- (1) 桜田勝義「判例にあらわれた訴訟信託(その三)」判例評論106号109頁以下。田中実「訴訟信託について―戦後の判例を中心に―」法学研究32巻4号11頁以下、同「最近の訴訟信託判例について―続・信託法研究ノート―」法学研究53巻12号38頁以下、同「訴訟信託(信託法第11条)運用の動向―最近の判例から―」駿河台法学6巻2号64頁以下。
- (2) 田中「前掲訴訟信託(信託法第11条)運用の動向―最近の判例から―」64頁。
- (3) 本判決の下級審である大阪地裁平成6年7月22日判決の判決文を入手はできなかったけれども、詳細な理由等はわからないが、Yの主張は認められたようである(判例時報1606号143頁)。
- (4) 大阪谷公雄・総合判例研究叢書民法(22)(1963年)176頁。
- (5) ㊸事件の下級審である、福島地裁いわき支部平成21年1月29日判決(LEX:25482983)では、Xには本件仮処分による本件工事中止によって生じた損害賠償請求の主張が認められる一方、ここでは訴訟信託に関しては触れられていない。
- (6) 公序良俗に関する判例である最高裁平成15年4月18日判決(民集57巻4号366頁)は、損失保証契約において契約締結時には公序良俗違反ではなかったが、履行請求時には公序良俗違反となっていたというケースである。裁判所は、契約締結時に公序良俗違反でないのであれば当該契約は有効であるけれども、その後履行の段階で公序良俗違反となった場合は、契約そのものは有効であるが、履行請求はできないと判断している。
- (7) 寺本昌広・逐条解説新しい信託法(2007年)42頁。